騒音の健康影響と成田空港騒音訴訟訴状に対する意見

北海道大学地域環境研究室 教授 松井利仁

2023 年 3 月 30 日,成田空港周辺住民 138 名が,夜間騒音の差し止めを求めて,千葉地裁に成田空港会社を相手に提訴を行った。

成田空港は、深夜・早朝まで航空機が離着陸する内陸空港であり、夜間騒音による睡眠影響により、騒音性睡眠障害や睡眠障害に起因する心疾患・脳卒中などの健康影響が周辺住民に生じていると推測される。欧州 WHO が 2018 年に示した科学的知見(欧州環境騒音ガイドライン)に基づいて、我々の研究室で推定した結果によれば、高度の睡眠妨害(軽度の睡眠障害に相当)を受けている住民が1万人を超え、虚血性心疾患の患者が約40人、毎年約8人が航空機騒音によって死亡している推定されている。

道路騒音についても、日本全体で毎年 3,000 人程度の住民が心疾患によって死亡しているという結果が WHO の知見から推定できる。このような内容を説明されたとしても、多くの聴衆は疑いを持つかもしれない。しかし、仮に 2 週間一睡もできなかったらどうなるかを考えて見れば何の不思議もないことに気付くであろう。寝不足で体調が悪いということを多くの者が経験しているであろうし、医学では、睡眠障害が様々な健康影響の原因となっていることは常識である。心疾患、脳血管疾患、肥満、免疫力低下、等々。睡眠障害が死亡要因になることは生理学的に明らかであり、騒音によって睡眠障害が生じ得ることは、多分、何千年も前から知られていた事実である(環境省は認めていないが)。

私は、成田空港だけでなく、道路騒音や航空機騒音を対象として、騒音による健康影響の疫学調査やリスク推定などの研究を国内外で行ってきた。現在、騒音を対象とした健康影響の研究を専門としているのは、私あるいは私の研究室だけではないかと思っている。私は騒音による健康影響の国際委員会の部会長を担当したこともあるが、この委員会に所属していたことのある日本人は、私の恩師だけである。このため、健康影響の証言依頼のあった騒音訴訟に対しては、支障がない限り依頼を受諾することにしていた時期があり、何度か法廷での証言や意見書の提出を行った。

しかし、これまでの航空機騒音訴訟で住民の健康影響が認められたことはない。理由は 簡単である。これまでの航空機騒音訴訟では、弁護団は原告住民の住居の騒音曝露レベル のみによって住民被害の程度を判断するよう訴え、それによる損害賠償のみの勝訴を、大 阪空港騒音訴訟での最高裁判決という判例に沿って得ていたに過ぎない。大阪空港騒音訴 訟で、騒音レベルのみで損害を推定しても問題ないという最高裁による確定判決が出てい るからである。

しかし、他の公害被害と同様、同じ交通騒音曝露を受けても、個人の生活様式や住居の

遮音性能などによって被害の程度は大きく異なる。全く被害のない住民もいれば、死に至る住民もいる。騒音影響にこのような個人差のあることは誰でも理解できる。例えば、住民が就眠している時間帯(夜間)に航空機の離発着のない空港周辺において、住民に騒音による睡眠障害が生じることはないが、昼間に睡眠を取っている住民にとっては死に至る騒音曝露があるかもしれない。騒音レベルのみで被害が推測できるとした大阪空港騒音訴訟での最高裁判例は極めて非科学的な判例であった。結果、低レベルで大きな影響を受けている住民は被害を過小評価され、高レベルで全く影響を受けていない住民が被害を過大評価されることになってしまうこととなった。しかも、最高裁が認めた騒音影響は、健康影響ではなく、生活妨害に過ぎない。

4 大公害などの公害訴訟では、健康を害している患者がおり、その因果関係が争われた。 水俣病では今も診断基準に関して争われている。しかし、騒音訴訟では、騒音レベルを示 すだけで損害賠償が認められるという判例が定着し、差し止めを請求しているにも拘らず、 騒音による健康影響を証明する診断書の提出などは行われていないのが現状である。要は、 何もしなくても損害賠償が認められるため、弁護団としてはそれで十分なのであろう。

個別の被害を立証すべきではないかということを弁護団に述べたことがあったが、それをすると、同じ地域に住んでいるのに賠償金額が違ってくるので、原告から不平・不満が出てくるため難しい、という答えが返ってきた。また、騒音レベルで賠償金額を決めてしまう方法の方が裁判所の作業が簡単になるという意見も聞いたこともある。騒音に対する感受性(個人差)をも研究対象としている私としては、理解しがたい考え方である。

4 大公害などの公害訴訟では、健康影響との因果関係が認められることによって、その原因となる要因の差し止めが認められる、という判例が積み重なってきた。騒音に起因する何らかの疾患に罹患しているという証拠を示さず、騒音レベルを示すだけで被害を訴えても、最高裁判例に従えば差し止め判決が出ることは考え難い。差し止めを声高に訴えている弁護団は、最初から原告に嘘をついているとも言えるのではなかろうか。

成田空港騒音訴訟の弁護団から協力依頼があったのは 2 年ほど前である。これまでの訴訟での経験と、成田空港が民営であり、夜間の騒音影響が我が国で最も大きな空港であることから、健康影響の個別立証をすることを条件に協力することを弁護団に伝えた。住民も夜間・早朝の離着陸停止を望んでおり、それを実現するためには騒音による健康影響、具体的には「騒音性睡眠障害」を立証することが必要であることを伝えた。また、従来の騒音訴訟で利用されてきた騒音レベルによる被害立証をしないことも条件に追加した。

2021 年 12 月に弁護団に東京の事務所にてレクチャーを行い、WHO 環境騒音ガイドラインを含む複数の騒音関係資料を提供した。その後、2022 年 4 月にオンラインで追加のレクチャーを行った。しかし、オンライン会議後に、弁護団のとある弁護士から、私が提供した成田空港の夜間騒音コンター図を利用して被害を訴えたいという内容のメールが届いた。そのような方針で訴訟を進めるなら当初から述べていた通り、協力はできないことや、個別立証に騒音レベルが利用できない科学的根拠(後述)を丁寧に伝えた。弁護団からは

再度のオンライン会議の希望もあったが、既にメールで詳細を返信していたことから、会議は不要ではないかと回答した。これが 2022 年 5 月である。

騒音の健康影響被害の個別立証に、私のような疫学の研究者が寄与できることは極めて限られる。疫学では、集団のリスクを示せても個人の被害は示せないからである。私から訴訟に貢献出来そうな資料は 2 回の会議で渡しており、個別立証の方法(診断書を出してくれる医師を見つけ、睡眠被害を訴える住民を診断してもらう、私は診断に必要な原告個人の騒音曝露情報を提供するしかできない)についても、2度のレクチャーとメールで説明は済ませていた。

その後、弁護団が原告集めや面談などの活動をしているという情報は届いていたが、私 が渡した資料やレクチャーの内容に関する質問や相談は一切なかった。

そして、提訴の前日になって訴状がメールで届いた(実際にはその少し前に弁護団からの手紙が送られていたが、転送者が私への転送を怠っていた)。驚いたのは、その訴状内容であった。記載内容に科学的に致命的な誤りがあり、誤解釈などで溢れていたことである。私が示していた訴訟への協力条件を満たしていなかったことは言うまでもない。

中でも致命的な内容は、「航空機騒音によって睡眠時無呼吸症候群になった」という記載である。睡眠時無呼吸症候群が騒音によって生じることはない。インターネットを少し検索すれば睡眠時無呼吸症候群の原因は見つかり、小・中学生でも、騒音曝露とは無関係であることに気付くのではないだろうか。

また、WHO が公布しているガイドラインが、私が提供した騒音コンターとともに被害の立証に利用されていた。これについてはかなり念を入れて個別立証に使えないことを、レクチャーやメール、資料などを渡して、繰り返し説明していたはずであった。私の訴訟への協力条件は、ここでも無視された。

欧州 WHO は 2018 年に公布した環境騒音ガイドラインで、航空機騒音に関して、夜間 平均騒音レベルで 40dB という値を勧告値として示し、この騒音曝露で約 10%の住民が高度の睡眠妨害(軽度の睡眠障害に相当)に罹患することを述べている。これを、原告個人にあてはめれば、軽度の睡眠障害が生じない確率は約 90%であり、被害を受けない確率の方がはるかに高いのである。仮に騒音曝露が 50dB に上昇したとしても、確率は 20%に上昇するに過ぎない。欧州 WHO のガイドラインにはこの確率が表として掲載されているが、その表がご丁寧に訴状にも示されている。個別立証に使えないことは、レクチャーやメールで何度も伝えていたはずだった。私の度重なる説明や協力条件を無視し、担当弁護士の理解だけで訴状が作成されたと考えるしかない。

訴状では、WHO および欧州 WHO の文書が何度も引用されているが、誤解釈や訴状内での齟齬が多数見受けられる。WHO のガイドラインは、各国の事情なども考慮して基準値策定や騒音対策などの騒音行政を行うよう勧告しているに過ぎないのだが、訴状には、2018 年に公布された欧州 WHO 環境騒音ガイドラインを引用して、「夜間の平均騒音レベルが 40dB を超える飛行は禁止されている」などと、法的拘束力があるという誤った記載

がされていた。ガイドライン本文には、法的拘束力のないことはもちろん、各国の事情に合わせて騒音行政に利用することを勧告している過ぎないことが記載されている。ガイドライン全体を読めば、法律の専門家が訴状にこのような記載をするはずはない。全文を読まず、私が作成したスライドのみを見たのか、関係しそうな部分だけを読んで、都合の良い解釈をして記載したのであろう。

訴状では、1999 年に公布された WHO 環境騒音ガイドラインも度々引用されている。 最大騒音レベルが 60dB の騒音から睡眠妨害が生じ始まるとガイドラインでは述べられているのだが、訴状では 60dB を超える騒音で全ての住民が覚醒することを前提としたような記載が随所に見受けられる。60dB から睡眠妨害が生じ始め、次第にその確率が上昇していくのだが、60dB に法的拘束力があると誤解しているような弁護士なら、このような記載をしても不思議はない。なお、ガイドラインには記載されていないが、最大騒音レベルが 70dB に上昇しても睡眠妨害が生じる確率は数%程度に過ぎない。

上述した以外にも訴状には多くの誤りがあるが、提訴前に私に尋ねれば全て避けられたことである。レクチャー後、提訴までには 1 年近い期間があった。この間、弁護団からは一切の相談も質問もなかった。弁護団は、私が渡した資料に関して理解や判断によほど自信があったのであろう。しかし、私の説明は歪曲され、協力条件も無視された。

訴状では、私の論文や私が渡した資料などが書証として引用されている。私がこの訴訟に協力していると部外者は考えるであろう。このままでは私はとんでもなく無知な研究者と判断されかねない。私が述べたのは「環境性睡眠障害」であって「睡眠時無呼吸症候群」ではなかったのだが、これらの区別もできない弁護団が、とんでもない訴状を作成したのである。訴状は、騒音の健康影響に無知であることを自覚していない弁護士による、科学的誤りに満ち溢れた創作物である。こんな内容の訴状を弁護士が作成し、提訴するようなことがあろうとは夢にも思わなかった。

訴状の誤りを指摘することや、今後の協力をやめることは、詳細を知らない原告からは 私の裏切り行為として映るであろう(原告には、今後のより良い対応方法を知らせてい る)、このような結果を招いたのは弁護団である。私に何も尋ねなかったということは、 私が渡した資料と 2 回のレクチャーのみで、あとは自らの知識と判断力で訴状を書ける、 という極めて強い自信が弁護団にはあったのであろう。自らの無知を自覚していない弁護 団に対して、他者は何もできない。

この文章が、せめて裁判官の目に留まり、科学的に誤った判決をしないことを願うばかりである。あと、繰り返しになるが、私はこの訴状の内容に一切係わっていないことを述べておきたい。